ウ　前記イの借金返済の肩代わりによる支払いを依頼し、数万円から数百万円の金額をエクスパック郵便で送付するよう求める。
エ　郵送された現金は、私設私書箱に送られて犯人が受け取る。
5　開始決定の時における給付資金の額　金1,912万円
6　支給申請期間　平成23年５月23日から同年７月22日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　横浜地方裁判所
⑵　裁 判 年 月 日　平成22年７月12日
⑶　確 定 年 月 日　平成23年１月６日
⑷　被告人の氏名　田口　　勉
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、共犯者らと共謀の上、平成20年３月ころから同年７月20日ころまでの間、被害者９名と通話し、前記被害者らの息子などが、不正に使い込んだ会社の金を返済するための金員を必要としているなどとうそを言い、平成20年３月ころから同年７月20日ころまでの間、他人名義の私設私書箱に現金をエクスパック郵便に封入させて郵送させ、同年７月７日ころから平成21年２月中旬ころまでの間、被告人らが私設私書箱に送付させた現金5,000万円を共犯者方などに隠匿保管し、もって犯罪収益等を隠匿したものである。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒231―0021　神奈川県横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　犯罪被害者担当　電話番号　045―211―7629（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２３年（家）第４６６号
堺市堺区中瓦町１丁４番22号　大阪信金ビル３階
申立人　内藤　早苗
本籍大阪市阿倍野区丸山通２丁目22番地、最後の住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―729号、死亡の場所大阪市中央区、死亡年月日平成16年４月12日、出生の場所本籍に同じ、出生年月日昭和19年１月１日、職業不明
被相続人　亡　上霜　都子
催告期間満了日　平成23年12月６日
大阪家庭裁判所堺支部

平成２３年（家）第６７７号
神戸市須磨区飛松町５丁目１番５号
申立人　足立　英幸
本籍神戸市須磨区平田町５丁目４番地、最後の住所神戸市長田区日吉町３丁目１番６―1609号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日平成22年４月27日、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和20年12月３日、職業無職
被相続人　亡　伊藤　進一
催告期間満了日　平成23年12月15日
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第３０５号
熊本市水前寺１丁目４番31号
申立人　司法書士　小屋松徹彦
本籍熊本市御幸笹田５丁目1691番地２、最後の住所熊本市御幸笹田５丁目７番73号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成22年４月12日、出生の場所熊本市、出生年月日明治41年７月25日、職業無職
被相続人　亡　井手上静枝
催告期間満了日　平成24年１月６日
熊本家庭裁判所

平成２３年（家）第３０８号
熊本市京町２丁目９番43号　竹中敏彦法律事務所
申立人　弁護士　村上　雅人
本籍熊本市世安町477番地、最後の住所熊本市二本木２丁目９番15号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成22年２月６日、出生の場所熊本市、出生年月日昭和４年３月30日、職業無職
被相続人　亡　岡本　正人
催告期間満了日　平成24年１月６日
熊本家庭裁判所

平成２３年（家）第２０１号
長野県松本市北深志１丁目９番19号
申立人　大澤　利充
本籍長野県松本市旭３丁目６番、最後の住所長野県松本市旭３丁目６番13号、死亡の場所長野県塩尻市、死亡年月日平成21年12月６日、出生の場所長野県北安曇郡大町、出生年月日昭和５年７月22日、職業理容師
被相続人　亡　矢口貴美子
催告期間満了日　平成23年11月30日
長野家庭裁判所松本支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。
平成２３年（へ）第１号
大阪府大阪市西区北堀江３丁目９番10号
申立人　丸一鋼販株式会社
権利を争う旨の申述の終期　平成23年８月17日
平成23年５月２日　横手簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ81560
金額　433,472円
支払期日　平成23年７月10日
支払地　秋田県横手市
支払場所　株式会社北都銀行大森支店
振出日　平成23年３月10日
振出地　秋田県横手市八幡字八幡130番地
振出人　株式会社マウンツ　代表取締役　柴田孝子
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２３年（へ）第１号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口5135番地
申立人　有限会社米谷工業
代表者代表取締役　米谷　秀雄
権利を争う旨の申述の終期　平成23年８月26日
平成23年５月６日　いわき簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＤ49427
金額　453,636円
支払期日　平成23年５月20日
支払地　福島県いわき市
支払場所　株式会社東邦銀行内郷支店
振出日　平成23年１月20日
振出地　福島県いわき市
振出人　田村建材株式会社　代表取締役　田村哲朗
受取人　朝日資材株式会社
裏書人　朝日資材株式会社　代表取締役　石井規雄
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人